

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

上場会社名 株式会社ミロク
代表者名 代表取締役社長 弥勒美彦
(コード番号 7983 大証第2部)
本社所在地 高知県南国市篠原 537 - 1
問合せ先
責任者役職名 代表取締役専務
氏 名 田 中 勝 久
TEL(088)863-3310

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

記

1. 業務運営の基本方針

当社は、企業の社会的責任への取組みが重大な責務であると認識しており、企業の社会的責任を果たすべく次の経営理念及び行動指針を掲げております。

【経営理念】

1. 世界最高水準の銃づくりで培った技術に一層磨きをかけ、応用・展開を図ることにより、顧客にとってさらに価値ある商品を提供していきます。
2. 会社の活動を支えるのは従業員一人ひとりの力であることを心にとめて、従業員にとって働き甲斐があり、持てる力を存分に発揮できる職場を作ります。
3. 法と倫理を遵守し、自然・地域と共生しながら、会社に関わるすべての人や組織にとって価値ある企業であることを目指します。

【行動指針】

1. 私たちは、会社の経営理念に共感し、ビジョン実現を目指して、自らが果たすべき役割を絶えず高めながら仕事に取り組みます。
2. 私たちは、一人ひとりが常に改善・改革についての知恵を出し合い、自らを変える勇氣を持って、自分自身と組織の絶えざる成長を目指します。
3. 私たちは、優れた成果を実現すべく互いに切磋琢磨し、「他人のことを我がことと考える」姿勢をもって相互に協力し、組織として最大限の力を発揮するために行動します。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「役員職務権限規程」に基づいて決裁した文章等、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存することとします。

また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる体制とします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、予測されるリスクを洗い出し、それらの危機に直面した時に会社が受けるダメージを最小限に食い止め、さらに会社を危機の状態から速やかに回復させることが出来るように計画の立案や活動を行う「危機管理体制構築プロジェクト」を発足いたしました。今後その活動の中で、統制手段として「危機管理規程」「コンプライアンス規程」を作成して、グループ全体を網羅的・統括的に管理する体制を構築するとともに、リスク管理体制を明確化し、また内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとします。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、将来の事業環境を踏まえグループ全体の目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するため取締役の職務権限と担当業務を明確にすることにより、職務の執行の効率化を図っております。

また、取締役会の下に、社長が議長を務め、事業管掌・管理本部担当取締役で構成される経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び実施等について審議し、意思決定を行っております。

5．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役及び使用人は、当社グループの経営理念と行動指針カードを常時携帯し、その精神を各自が理解・確認することにより、公正で高い倫理観に基づいた企業風土の構築に努めております。

また、継続企業として存続していくためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると強く認識し、社長直轄の内部監査部門は、「コンプライアンス規程」に基づき、会社のすべての業務が法令及び定款に準拠し、適正に行われているか監査し、監査結果を社長に報告してまいります。当社の使用人に法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、内部監査部門から人事部門に、取締役の違反については取締役会に報告するものとします。

6．当社及び企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

関連会社管理部門は、「関連会社管理規程」に基づき、グループ各社の重要事項に関する報告・事前協議を通じ、業務の適正化を図るとともに、内部監査部門を通じその業務を監視しております。

当社常勤取締役及びグループ各社の社長は、各社の業務執行の適正を確保するため、毎月1回関連会社社長会を開催し、意見交換を行っております。

また、当社の内部監査部門は、当社常勤監査役と連係して、定期的にグループ各社の監査を実施し、その結果を当社取締役及びグループ各社社長に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導・支援を実施しております。

7．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととします。

8．前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の人事異動については、監査役会の意思を尊重するものとします。

9．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告しております。

具体的には、監査役が取締役会に、また常勤監査役が経営会議、その他重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。

また内部監査については、常勤監査役が内部監査部門と連係し、コンプライアンスに関する通報情報や不正行為等についても、担当取締役が社長へ報告すると同時に常勤監査役へ報告することとしております。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。

以 上